

高校入試制度改革の基本問題（下）



佐々木 享

はじめに

- 一、小・中・高の連続性
- 二、中一高の接続関係の民主主義的性格（以上前号）

三、中一高の接続関係の改訂

一九六三年八月二三日に、中一高の接続関係を根本的に変えてしまった。改正の特徴をひと口でいえば、中一高の接続関係を希望者全員入学制から選抜制へ変更するものであったから、それは、希望者全員入学制がもつていた民主主義的な性格に対比していえば「改悪」といわれてもやむをえない改訂であった。それ以前に、同第五十九条に小刻みの改訂が行なわれたし、高校入試の実施方法

にも変更があつたし、高校学習指導要領の改訂も行なわれたし、一九六一年には学校教育法が改正されて高等専門学校が成立したので、高校はすでに中学から進学しうる唯一の学校ではなくつてはいた。その意味では中一高の接続関係にも小刻みな変更はあつたといえるが、六三年の変更は大きな画期となるものであつた。高知県を起点とした高校全入運動は、五〇年代末から急速に各地に拡がりはじめ、一九六二年四月には高校全入全国協議会が結成され、この全入協が軸となつて「進学希望者を全員入学させるため、施設設備を大幅にふやす」ことなど目標とした運動が各地で展開されていった。⁽¹⁷⁾希望者全員入学の実現を要求する声が強まるなかで、一部では近い将来における高校教育の義務化さえ話題になっていたこの時期、六二年八月一七日に文部省は高校教育対策協議会（会長木下一雄）に高校教育の当面する諸問題に関する

改善策を諮問したが、同協議会は同年一月一三日に「高等学校入学者選抜制度について」答申を出した。答申の趣旨は、一、進路指導の徹底、二、「高等学校への入学者の選抜は生徒の中学校における学習の到達度と高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定の上行なわるべきである。この趣旨にもとづいて、法令も関係規定を整備する必要がある」という希望者全員入学制の原則を選抜制の原則に変える勧告、三、学区制の改訂勧告、四、とくに必要な場合の入試における面接の採用の四点にわたったが、主眼が二項になつたことはいうまでもない。なお、同答申の第三項は、答申文だけを読むとむしろ都道府県教委が「その所轄の地域を数個の通学区域に分ける」とした旧教育委員会法第五四条の趣旨に近い印象を与えるが、文部省の担当官が解説したように、「端的に言えば中学区が適当であるが、地域によっては大学区の方が適切な場合もあるう」という学区制拡大を勧告するところに趣旨があつたことは見逃せない。

右答申を受けて六三年八月二三日に、学校教育法施行規則第五九条の一項、二項(前掲)はつきのように改正された。

第五九条 高等学校の入学は、第五四条の三の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下本条中「学力検査」という。)の成績等を資料として行なう入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。

②学力検査は、特別の事情のあるときは、これを行なわないことができる。

この省令改正と同日に、改めて「公立高等学校の入学者選抜について」という初中局長通達が出された。通達のしめした入試制度改正は多岐にわたるが、もっとも肝要な点は、右改正省令にみられるところ、高校への入学志願者にたいしては、志願者数が定員を超過していると否とにかかわらず、学力検査をふくむ選抜を行なわなければならぬとしたことである。選抜を実施しなくてもよい「特別の事情」は、通達にはしめされていないが、担当官の解説によると、志願者数が定員に満たない場合ではなく、「中学校を併置する高等学校に当該中学校の生徒が入学を志願する場合」、「通信制の課程の場合など」で、設置者である都道県または市町村教委の決定によるとされている。

この措置によつて、中一高の接続関係には、特別の場合を除いて、たんに中学校の卒業資格だけではなく、「高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定」するための(右通達の文章)学力検査をふくむ選抜がくわえられた。中学校を卒業していても、また高校に収容力があつても、それだけでは高校への入学は許可されない。浦野東洋一がいうように、この改訂は、「当時の高校全員より少ない場合でも、学力検査ぬきの高校入学はありえず、高校全入は『違法』とされることになった」のである。かくて、中

一高の接続関係は、希望者全員入学制から選抜制へと大きく転換したのである。

(22) この改訂の意義については、すでに木下春雄による分析がある。この改訂は、学習指導要領の改訂によってすでに広く行なわれてきた中学校および高校のコース制、各県で行なわれてきた学区制拡大の動きのたんなる「追認」ではなく、既成事実の公認であり、この点で「後進的な」県への徹底・画一化をはかる意味がある。「中・高一貫したコース制が、むすび目の入試制をめぐる諸操作に助けられて、『能力選別』を内面で強化しつつ、課程別・男女別さらに学校別の分化にまで具体化されてゆく。六・三・三の体系はすでに五年制専門によってその一角を崩されたが、ここにみるような内面操作によって、形はとどめていても内部からむしばまれてゆき、事実上の複線型差別体系が中・高を一貫して再編されつつある」というのである(傍点は原文)。「事実上の複線型差別体系」ということの内実についてはさらには吟味をするようにおもわれるが、六〇年に高校学習指導要領を改訂するに際して文部省が強調したことのひとつが中・高の一貫性であったことを想起してみると、「一貫したコース制」という指摘は重要である。

四、接続関係の変化の背景

右にのべた接続関係の変化の意味については、もう少し立ち入って検討してみなくてはならない。

中一高の接続関係は、それ自体独自のものであるが、その特徴は、一面では、中学および高校の教育の性格や学校体系における

位置づけから規制をうける。しかし他面では、中一高の接続関係の特質(の変化)は、中学および高校の教育の性格や学校体系における位置づけに変化をもたらす、と考えられる。

新学制の発足に当たって構想され創出された希望者全員入学制と特徴づけられる中一高の接続関係が、新制中学や新制高校の性格や位置づけに照応するものであつたことは前述したとおりである。現実の中学校・高等学校の歩みがしめしたそれぞれの特質は、基本的には創設期の理想に沿うものであつたし、だからこそ中学・高校はともに広範な国民に支持され発展してきたとみるとができる。しかしこの歩みのなかで、文教政策が創設期に掲げられた理想的実現をめざすという点でじゅうぶんではなく、それどころか、中学・高校の理念の実現をさまたげるような施策があいついでとられたところから、中学・高校の性格や位置づけの特質は、次第に、その接続関係に微妙な変化をもたらすほどに変化はじめた。この点については、詳述する余裕がないし、本稿の主題でもないので簡略にせざるを得ないが、少なくとも以下のとくに重要なことだけは指摘しておかなくてはならない。

その第一は、創設されて以後の新制中学校がもつにいたった性格の問題である。平原が指摘するように、「新制中学校は、小学校と高等学校の中間に位置する学校として、あいまいなままに発足することになり、その性格はむしろ発足後の実情に規定されながら形成されていった面が強い」のだが、財政等の施策がともなわなかつた結果、「新制中学校を中等教育機関として位置づける

よりは、初等教育機関の延長として性格づける効果をもたらす傾向が強く⁽²³⁾なり、「新制中学校の理念の実現をいちじるしく後退させる結果になつた」ことである。

この変化を敏感に反映している一例は、学校教育法の中学校の目的規定（第三五条）に、歴史上はじめて現われた「中等普通教育」というタームの解釈の変化にみることができる。天城熱が一九五四年に執筆した解説書では、中学校における中等普通教育の概念は、「法令上だけでは必ずしも明らかでなく、『教育的にもきわめてむづかしいものを含んでいる』と断定を避けているのにたいし、一九五八年に刊行された解説書では、「中学校の中等普通教育の内容は、教育的にはきわめて重要なしかも困難な問題を包藏する」としながらも、「中学校の中等普通教育には義務教育の完成を意味する内容がある」という新たな断定的な解釈を与えているのがそれである（傍点は引用者）。中学校の教育を義務教育の完成を意味するとする解釈は、それ自体としては何ら疑問がないかに見えるが、中学校の教育を高校教育と一体となる中等教育の一環ととらえるみ方よりも、小学校の教育と一体としてどちらのみ方に傾斜している効果をもつことは否めない。じつさい、この解釈は、一九六三年改訂後の、中一高の新たな接続関係の説明として積極的に援用されることとなる。なお、「完成」ということは、必ずしも当然のものではなく、独特の意味をふくむものであることはのちにみるとおりである。

また、中学校の教育については、前述したように義務教育制度

が年齢主義を採用している点に關してはほぼ実現をみていくが、教育条件の不備などのために各学年の修了とか卒業の実質がじゅうぶん伴つていないという事態が生まれ、中等教育としての性格があいまいになつてきたりがある。もとは一教室に四〇人以上もつめるという条件整備の不じゅうぶんさからきているのに、生徒にはいろいろな「能力」があるのでから「能力」別の学習をする事実は見逃せない。

一九五五年の高校学習指導要領が高校教育にコース制を公然と採用したことに対応するかのように、中学校に進学・就職のコース制が推奨され、差別的なコース制という点での中・高一貫がはかられてきたことは、木下が指摘したとおりである。

第二に、高校教育は、中学校の場合以上に創設期の理念から遠ざかる実情があった。二、三の点だけ指摘すれば、まず、進学希望の増大にくらべて慢性的に収容力が不足したため、若干の例外を除いて、ほとんど常に選抜が実施されてきた実態面から、選抜制のうえに成り立つ公立高校という虚像が次第に実像であるかに扱われるようになったことが指摘されねばならない。

この場合、高校の収容力増大のテンポが進学希望者増大のそれに追いつかなかったのは、財政事情が許さなかつたというような単純な理由ではなく、文教当局が意識的に高校進学抑制策をとつて、いた事実は指摘されねばならない。たとえば、全入運動の高揚期すなわち高校全員入学問題全国協議会が発足した同じ六二年四

月に、文部省初中局は『高等学校急増対策と「高校全入運動」の可否』と題するパンフレットを作成し、ひろく関係方面に配布したが、ここで文部省は、高校を増設して希望者全員入学制の実現をめざす運動とその思想を全面的に批判する擧に出たのであった。⁽²⁷⁾

もちろん、六〇年代に予想された高校生急増期を文教当局もまったく無為に過したわけではなく、一定の対策を講じたが、その対策の基礎となつた高校進学率の推計値は、一九七〇年において七二・〇%というものであった。(念のためにいえば、全入全協の推計値は八二・〇%、実績は八二・一%であった)この推計値がはじめて認められたのは、多分、五九年一一月に経済審議会から答申され六〇年一二月に閣議決定された国民所得倍増計画に付された教育訓練小委員会報告であった。(この数値は、六〇年

一月に刊行された教育白書『進みゆく社会の青少年教育』(一九七〇一二八頁)等にそのまま現われた)この推計値が技巧をこらして推計したものではなく、進学率の抑制をのぞんでいた文部省のいわば希望値と経済官僚の推計値との妥協の産物であったことがいまでは知られている。計画の審議に専門委員として参画した清水義弘がつぎのように語つてゐるからである。⁽²⁸⁾

「経企庁事務当局は昭和四十五年の進学率を八四・五%前後まで必ずいくだらうと推計したのです。これに対する文部省の考え方は、そんなに高校生があえては困るし、ふえるはずがないだろう。それでは何%ぐらいかと聞えば、だいたい六六%ぐらいだらうというのです。当時、地域によってはいわゆる全入運

動も起きていましたけれども、文部省は消極的な態度を示していたのです。

結局、企画庁と文部省の調整の結果、四十五年度の進学率は七二%ということになったのです」

一九五九年頃すでに、一定の合理的根拠をもつていてあるう経済官庁の推計に反対するほど、文部省が高校教育を大衆的に発展させて民主的な接続関係の実現をはかる意欲を喪失していたとみられることは、注目してよいであろう。

また、小学区制は、希望者全員入学制実現への道程では不可欠の措置であり、発足時に構想された中一高の接続関係を維持するための根幹となる措置であったが、これが、各県で年を追つて崩壊していくた実の重要性は繰り返し指摘されねばならない。
さいごに、高校教育自体にとってもっとも重要ながつて中一高の接続関係にも大きな影響を与える高等学校学習指導要領が改訂され、高校教育の性格が変えられはじめた事実を摘要しなくてはならない。この点については別の機会にややわしくふれたので⁽³⁰⁾、ここでは要点をしめすにとどめる。

一九五五年に高校学習指導要領が改訂された。これまで、この改訂の主要な意義をコース制の導入という点にあると理解するのが一般であったようにおもわれるが、私はむしろこの改訂により、高等教育の中等教育の性格が変更された点が肝要であり、コース制の導入はむしろその系である、とみるのである。その要点をしめると、初期の高校の性格を忠実に擁護しようとした教課審

の中間報告が「高等学校教育は、大学進学の準備教育ではなく、人間形成の完成教育であることを確認する」としたのにたいし、メンバー交替後の教課審の答申は、これを「高等学校の教育は、この段階における完成教育であるという立場を基本とすること」と変更したのである（この文章は、そのまま学習指導要領に採用された）。高校教育は大学進学の準備教育ではないとする点に、したがってまた人間形成の完成教育であるとする点に、すでに大学進学準備のコース制を採用していた高校（長）側から激しい反発があつたことは知られているところであるが、答申が、大学進学の準備教育ではないという規定を削除し、「人間形成の完成教育」という規定を「この段階における完成教育」という規定に変えたことは、高等教育という中等教育を大学進学準備課程といういわば古い中等教育観に変えたことを意味した。接続関係という観点からいえば、「人間形成の完成教育」という規定を切り捨てるこ⁽³¹⁾とによって中一高の接続関係の重要性を否定ないし軽視し、大学進学の準備課程ではないという規定を切り捨ててむしろ高一大の接続関係を重視するかの如き挙に出たのである。その意味で、五年改訂により導入されたコース制は、進学向き・就職向きの差別的な扱いも問題となるが、各種の進学向きコースを導入することによってそれまで高校教育が具現しようとしてきた性格を変えようとするものであった。

なおこの改訂にさいして、「完成教育」という用語が、それ自体として意味をもつものでなく、それぞれの学校あるいはそれぞ

れの段階の教育目的を完成させることの意味に変えられたことは注目しておく必要がある。

高校学習指導要領は六〇年にも改訂された。いわゆる「能力主義」の採用、学習指導要領の国家基準化などで知られるこの改訂は、その中等教育観に関しては、教課審答申が述べているように高等学校教育は、「中等教育の完成段階」であるとするなど前回の改訂の「精神をいつそう徹底」したものであった。その「徹底」ぶりは、これまでにく「大学との関連」にまで留意するというものであった。こうして、六三年の入試制度の抜本的な改訂に先立つて、学習指導要領の改訂操作をとおして高校教育の性格、したがって中一高の接続関係も実質的に変更されていったのであった。（文部省が、さきに言及したバンフレットのなかで、高校全入学の改訂の特質は、それまでの「進路・適性に応じて」という規定に、反対するために持ち出したもつとも有力な論拠のひとつは「能力」問題であった。六〇年改訂の高校学習指導要領の教育課程構成上の特質は、それまでの「進路・適性に応じて」という規定に、「能力」に応じて教育課程を編成するという原理をくわえたことにあり、これは六〇年代教育の基軸となつたとみられるので、この改訂の特質は全面的に検討しなければならないと考えている。）なお五五年改訂、六〇年改訂をとおして、高校教育の性格はいわゆる普通学科、専門学科ともに変わつたとみられるが、高校の中等教育としての性格を変更せしめるような直接の契機は、専門学科の方ではなく、大学進学準備課程化の指向の強かつたいわゆる普通学科にあつたことは注目されるべきである。この点で、高校

普通学科は、その創設以来、就職コースを設けているなどの例外を除くと、学校教育法第四一条が要求している「高等普通教育及び専門教育」を施してこなかつたし、そうするための行政上の努力が行なわれてこなかつたことの意味は重要であるようにおもわれる。

第三に、六一年に学校教育法が改正されて五年制高等専門学校が創設されたことが、中一高の接続関係に複雑な問題をつくりだしたことも指摘されねばならない。高専の数が少ないとはいえ、制度上、高校はもはや中学からすすみうる唯一の学校ではなくなつたからである。中学から高専にすすむ基礎的な要件は中学を卒業していることであり、選抜手続については学校教育法施行規則第五九条第一項が準用されるので、高専へ入学するための手続等は高校入学と似ているが、高専の教育目的（学校教育法第七〇条の二）は高校のそれと異なり、中一高専の連続性を要求している。したがって、中一高の接続関係の実現を保障する根幹となる学区制は高専にはない。中一高専の接続関係は、制度としては中一高のそれとは異質のものとして創出されたのである。その意味では、高校の学区域が大きい場合に、中一高の接続関係が中一高専と同様であるかのようにみえる現実が問題となろう。

はじめの数年間の若干の動搖がみられた時期を経て、高校入試の施策は、適切な学区制の採用⁽³⁾と、中学校での学習成績（いわゆる内申書）と選抜のための学力検査、およびこの二つの成績の組み合わせによる判定、を基本とするようになった。また、中一高の接続関係の特質からして、入学者の選抜は中学・高校の密接な協力のもとに行なうことが要請されている。接続関係やそれを規制する事情の変化に応じて、選抜の施策の主導権が高校に移っているかにみえるが、この点で、六三年改訂のさいの文部省の「公立高等学校の入学者選抜について」の通達が、「学力検査実施教科の決定および問題の作成にあたっては、中学校ならびに高等学校、関係者の相互の理解と協力に基づき、中学校教育の正常な発展を阻害しないよう特に注意」を喚起していることは、「協力」の

五、高校入試制度改革の展望の問題

高校入試制度は、新学制によって創出された中学校や高校、そしてその接続関係の理念のもとで「やむをえない害悪」として出

範囲を狭く限定している致命的な欠陥をもつとはいえ、注目されるべきことである。

繰り返しのべてきたように、高校入試制にはこの三〇年間に変わってきた点が少なくないが、重要なことは、入試制度の施策だけが変えられたのではなく、時期的には前後しながら、中学や高校の性格やその位置づけ、接続関係の変化と結局は一体のものであつたという点である。この観点に立つならば、高校入試制度の問題をそれ自体の技術的な問題として論ずることは適切ではないし、そこから民主的な改革の展望を切りひらくことはできないといふべきであろう。換言すれば、高校入試改革の課題は、一面においては固有の問題をふくむにしても、中学校教育および高校教育の充実と民主的発展の課題と不可欠なのである。この点で、高校入試制度の問題と結びつけて論ずることはあっても、中学校教育それ自体の問題と結びつけて論じられることが少ない事実には注意を喚起する必要があるようにおもわれる。

高校入試制度改革の課題が中学・高校の問題と不可分のものであることは、この課題が、教師のみならず父母・地域住民・教師および行政当局が力を出し合って一体となってとりくまなければならない遂げられないような課題であることを意味している。

もちろん私は、高校入試制度の改革という独自の課題を追求することの意義を軽視するものではない。高校進学率の全国平均が九〇%を超えている今日でも、人口急増地域をはじめとして、いまだお多くの地域では高校増設が緊急な課題となっているが、こ

れら地域をふくめて、父母・教師・地域住民の当面の高校入試制度改革への関心の焦点が常に高校増設と学区制の改善にあることは周知のことである。高校増設と小学校区制とが民主的な中一高校の接続関係の要であるところからして当然のことであるが、高校増設と学区制の改善要求がそれとどまるところなく、必然的に高校教育・中学校の教育の充実・改善要求に発展せざるを得ないことは、今日、各地ですすめられている父母・地域住民の運動が事実をもってしめしている。

(あとがき) 標題のテーマに関連して、私学の問題、「能力問題」を中心とした六〇年代の教育政策、中一高の接続関係といわゆる進路指導問題、高校教育の性格・位置づけと高一大の接続関係等にも言及すべきであったと考えるが、紙幅と時間の制約もあり、果たせなかつた。

△注△

(17) 一九六〇年代の高校全員入学運動については、高校全員入学問題全国協議会編集・小川利夫・伊ヶ崎暁生著『戦後民主主義教育の思想と運動——高校全員運動の総括と課題』一九七一年、青木書店、を参照。

(18) 答申の全文は、『時事通信・内外教育版』第一四〇三号、一九六二年一月三〇日号に収録。

(19) 渋谷敬三「高等学校入学者選抜制度の改正について」『中等教育資料』一九六三年一〇月号、一五頁。

(20) 渋谷、前掲誌、一一頁。

(21) 浦野東洋一「高等学校入学者選抜制度についての一考察」

『北海道経済』一九七四年一二月号、三五頁。

(22) 木下春雄「高校入試制改訂と中学・高校コース制の問題

——『能力主義の人間像』実現の諸操作をめぐつて』『教育』

一九六四年二月号、一九七一年一月号。

(23) 平原「教育制度上における新制中学校の位置」、前掲誌、

一九六四年二月号、一九七一年一月号。

(24) 天城、前掲書、一四七〇—一四八頁。

(25) 有倉遼吉・天城勲「教育関係法I」一九五八年、日本評

論新社、一五五頁、(学校教育法の担当は天城)。

(26) 藤村、前掲誌、四六・四七頁。

(27) このパンフとその批判については、小川利夫「全入運動

に文部省はなぜ反対するか」『教育評論』一九六二年七月号、論新社、一五五頁、(学校教育法の担当は天城)。

および、高校全員入学問題全国協議会編集の前掲書、一〇三

二三三頁、参照。

(28) 経済企画庁編『国民所得倍増計画』一九六一年、大蔵省

印刷局、一四六頁。

(29) 清水義弘「現代教育の課題——高校改革と大学改革」一九

七七年、東京大学出版会、七二〇—七三頁。初出は『高校教育展望』一九七六年五月号。いつそう詳しい事情は、仲新監修『日本近代教育史』一九七三年、講談社、四〇二—四〇六頁に紹介されている。

(30) 拙稿「高校教育課程の性格の問題——一九五六六年改訂の

一つの問題点』『教育』一九七七年三月号、四月号。

(31) 拙稿「高校普通科の教育課程における中等教育観に関する覚書」『名古屋大学教育学部紀要(教育学科)』第二三卷、一九七六年。

(32) 一九六二年一〇月に開かれた全国高等学校校長協会普通部会、第一回総会は、「現在の高等学校は、義務教育ではなく、高等学校教育をうける能力のある適格者を入学させ、生徒の適性、能力、進路に応じて、一定の基準と、内容を具備した教育を施すことをたてまえとして」いるから、「希望者全員入学」の主張は納得できない、という声明を採択している。『中等教育資料』六二年一二月号、四六頁参照。

(33) 六三年改訂後の中一高の接続関係に関する文教当局者の理解は、前掲、藤村論文にしめされている。

(34) 中等学校における通学区制は、すでに一九三〇年代にその構想がはぐくまれ、戦時中に大都市でその実現をみた。戦後は、たんに入試の弊害排除のためといふ消極的なものではなく、中・高の民主的な接続関係の中核として、積極的な意義を与えて登場したものであつて、占領軍の一方的な押しつけとみるとは正しくなく、事実とも合致しない。この点の詳細については、森川恭嚴「戦時下における中等学校学区制導入の意義」『甲子園短期大学紀要』第二号、一九七〇年、および、神田修『学校を選ぶ権利と学区制』『教育』一九七三年一一月号を参照。

(名古屋大学、教科研常任委員)